

## 令和元年度 第2回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時 令和元年10月28日(月)

14:00～16:00

場 所 ホテルクラウンパレス青森 光峰の間

## 1 オリエンテーション

(司会)

それでは、ただ今から「令和元年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議」を開催いたします。

私は、進行を務めます県のこどもみらい課課長代理の大水と申します。どうぞよろしくお願ひします。

開会にあたりまして、有賀健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶

(有賀部長)

健康福祉部長の有賀でございます。

令和元年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席くださいます誠ありがとうございます。

また、日頃から子ども・子育て支援の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県における少子化の現状は、合計特殊出生率に回復の傾向はあるものの出生数自体は過去、毎年、過去最低を記録しているような状況でございます。依然として、少子化に歯止めがかかるまでには至っていないという状況でございます。

少子化の進行は、人口の減少や一層の高齢化の進展による地域全体の活力の低下、労働人口の減少に伴う経済規模の縮小と本県の社会経済に様々な影響を及ぼすことから、重要な課題の1つとなっております。

このような中、国では、今年6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、個々人の希望をかなえる少子化対策として、幼児教育、保育の無償化や長時間労働の是正に係る取組など、国全体の取組に加えて、子育てサポート体制や住環境など、地域ごとの課題に応じた取組について更なる強化を図ることとしております。

県におきましても、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」を今年度からスタートさせたところでございますけれども、人口減少克服を最重要課題に位置づけて、様々な、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを政策の柱に据えて様々な施策に取り組んでいるところでございます。

本日は、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」後期計画の第1次素案について御説明させていただきます。

この計画は、子ども・子育て支援事業支援計画、母子保健計画、今回から新たに加わる社会的養育推進計画を一体として策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことを総合的に支援する社会づくりに一層取り組むことを目指しております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からの見地から、忌憚のない御意見を賜

りますとともに、全県的な視野に立って協議・検討いただきますようお願いいたしまして、開会の御挨拶といたします。

それでは、本日、どうぞよろしくようお願いいたします。

### 3 会議成立報告

(司会)

次に会議内容の公開についてお願いを申し上げます。

この会議は、公開で行っております。また、議事録といたしまして、皆様の発言内容を要約し、後日、県のホームページに掲載させていただきます。予め御了解をお願いします。

本日は、委員20名のうち17名の方に御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日欠席の御連絡をいただいているのは、神山委員、長谷川委員、山内委員、こちらの3名は本日欠席ということで御連絡をいただいています。

### 4 事務局紹介

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。

ただ今、御挨拶を申し上げます有賀健康福祉部長です。

続きまして、県のこどもみらい課 久保杉課長です。

三上子育て支援グループマネージャーです。

齋藤児童施設支援グループマネージャーです。

阿部家庭支援グループマネージャーです。

学校教育課 三和主任指導主事です。

ここからは、議事に入ります。議長であります佐藤会長に進行を務めていただきます。

佐藤会長、どうぞよろしくようお願いいたします。

(佐藤会長)

よろしくようお願いいたします。

議事に入る前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。

外崎委員と柗谷委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

なお、委員の中には、途中で、所用のため途中で退席される方がいらっしゃいますので、御承知おきいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

それでは、議事に従いまして、協議事項の「のびのびあおもり子育てプラン（後期計画）の素案」について協議して参りたいと思っておりますが、事務局より御説明を願います。

(事務局)

事務局から計画の素案について説明させていただきます。

事前に資料の方をお送りいたしておりましたけども、資料の5というものが、子育てプランの素案そのものになります。

最終的には、これに目標指標の一覧表が添付されるような形で製本されることとなります。

今日は、時間の関係もございますので、資料1-1概要版を使って説明させていただきたいと思います。

早速ですが、資料1-1の2ページ目、御覧いただきたいと思います。

計画策定の趣旨でございます。

これまで、平成17年度から5年ごとに計画を策定してきております。今回、これまでの取組、課題、国の策定指針などを踏まえまして、令和2年度からの後期計画を今年度中に策定する必要がございます。

3ページ目を御覧ください。

計画の策定にあたって留意すべき事項ということになります。

1つ目、これまでの取組の成果・課題ということでございますけども、前期計画においては、合計特殊出生率、それから男性の育児休業の取得率など、5年前に比べて上昇しているものもございますけども、一方で妊婦さんの喫煙率、子どもの肥満傾向児の割合などが目標未達成となっております。

それから、出生数についても、減少に歯止めがかからないという状況が続いております。

2つ目、国の策定指針の改正ということでございます。

今後、国の方で11月頃ということで聞いておりますけども、改正が予定されております。その内容を反映させる必要があるかと思っております。

それから3つ目、昨年、県が行った調査結果を参考にしていく必要があるのかなと考えております。

調査結果、少し紹介いたしますと、子育て世帯にアンケートをとった結果で、理想と予定の子どもの数についての回答、理想・予定共に3人という回答が5年前に比べまして増加いたしておまして、その差が縮まっております。ただ、変わらず希望どおりの人数にはなっていないという状況があります。

また、自治体に期待する施策についての回答ですと、仕事と子育ての両立支援などの意見がございます。

それから、調査検討委員会の方からは、妊娠・出産、子育てのマイナスイメージが先行しておりますので、教育の取組ですとか、相談支援の強化などが必要だという意見もいただいております。

いずれにしても、調査結果を見ますと、少子化の傾向に変化がないということで、これまで行っている切れ目のない支援というものを更に前に進めていく必要があるのかなと考えております。

5 ページ目を御覧ください。

国の策定指針の改正内容でございます。

国から得た情報では、現在、パブリックコメント中ということでございます。11月中には、最終的なものが示される予定です。

改正内容の主なものは、表に記載しているとおりでございます。

6 ページ目を御覧ください。

後期計画の位置付けということになります。

先ほど、部長からお話がありましたように、「のびのびプラン」というのは、様々な計画を一体的に策定するものでございます。後期計画からは、社会的養育推進計画が加わるということになります。

ちなみに、子ども・子育て支援事業支援計画というのは、市町村計画の数値の積み上げが基本となります。それから、母子保健計画と社会的養育推進計画は、専門家等によるワーキングチームで内容を検討しております。

7 ページ目を御覧ください。

計画策定の基本的な考え方と見直しのポイントをまとめております。

今回は、後期計画にあたりますので、考え方ということでは、一番上にありますとおり、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた取組を継続しながら、これまでの成果・課題、近年の国の施策等を踏まえた取組を推進することといたしまして、各段階での切れ目のない支援の底上げを図るということになっております。

具体的には、まずポイント1のところですが、計画の基本理念、基本的視点、基本目標については、前期の内容を踏襲いたします。

それからポイント2、施策の基本方針、目標、内容につきましては、状況変化等に合わせ見直しとしたいと思っております。

また、ポイントの3つ目、施策の目標指標については、追加、見直しを行って、後期は計47指標ということになってございます。

10 ページ目を御覧ください。

施策の基本方針、6つの柱がございますけれども、その柱ごとに見直しの主な内容を説明していきたいと思っております。

まず、結婚支援のところになります。

近年の傾向といたしまして、本県においても未婚化、晩婚化が進んでおります。一方で、昨年、県の調査で把握しておりますけれども、交際相手がない独身の方の一定割合が、交際相手を求めているというふうな結果も出ております。

その下の方になりますけれども、施策の目標ということでは、今回、見直しはございませんが、施策の内容につきましては、今後、若者を中心に将来の自分自身のライフデザイン、結婚を含めて、子育てとか、その辺も含めて考える機会を提供していくということが必要と言われておりますので、将来にわたるライフプランニング支援の推進という項目を入れてご

ざいます。

この他、計画に記載する施策の方向性ということでは、県、市町村、民間の連携強化のほか、婚活イベント以外にも様々な工夫によって、多様な男女の出会いの機会を創出していくということを盛り込んでおります。

11ページを御覧ください。母子保健分野になります。

上の左側、母の年齢別出生率、20歳台の率が低下傾向にございます。

ここは、国の最新データに置き換える予定になっています。

また、真ん中の妊婦の喫煙率は低下しておりますけれども、全国平均より高い傾向にあります。

それから、子どもの肥満傾向児の出現率については、高校1年の女子以外の年齢が全国平均より高い結果となっております。

このため、安心して子どもを産むことができる環境づくり、子どもの成長に応じた健康の増進が必要でございます。

見直した点でございますけれども、まず一番上の施策の基本方針のタイトルでございますけれども、今回、子どもの健康面での課題を踏まえて、健やかな成長という言葉を入れております。

下の方に下がって行って施策の目標と内容のところでございます。

施策の内容の1つ目、妊産婦、乳幼児に「関する保健の充実」というところですが、「対する支援」ということで見直したしております。

それから3つ目に子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりというものを追加し、7つ目の不妊に悩む方への支援のところでは、昨年成立いたしました成育基本法の趣旨を踏まえて「不育」という言葉を入れてございます。

この他、計画に記載する施策の方向性では、妊娠期から育児期にわたる包括的かつ切れ目のない支援をワンストップで行う、市町村の子育て世代包括支援センターの設置の支援などについて盛り込んでおります。

目標指標については、後でまとめて説明したいと思います。

12ページを御覧ください。

社会全体での子育て支援になります。

現状の真ん中、世帯状況になりますけれども、緑の点線、本県の共働き世帯の割合は、全国平均を上回っており、約半数ということになっております。

それから、県の調査で女性が仕事と子育てを両立するためには、育児のために休暇をきちんと取得できる制度が必要だという意見が多い結果になりました。

また、県民の子育て環境の満足度ということでは、マイナス評価がプラス評価を上回るという結果が出ています。

このため、仕事と子育てを両立できる環境づくり、子育てサービスの充実が必要ということが言えるかと思えます。

下の方の施策の目標でございますけども、国の策定指針に合わせて見直しいたしております。

施策の内容については、本年10月からスタートした幼児教育・保育無償化についての市町村の円滑な事務執行を図るという観点から「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施」という項目を追加いたしております。

それから、計画に記載する施策の方向性については、平成29年度から県が行っております働き方改革推進企業の認証制度の取組を追加してございます。

13ページを御覧ください。

特に支援が必要な子どもたちのところになります。

現状のところでございますけども、児童虐待相談対応件数、年々増加傾向にございまして、本県は平成30年度、1,413件となっております。

また、家庭で養育を受けることが困難な子どもたち、施設、それから里親等に預けられるわけですけども、そのうち、里親やファミリーホームへ委託する、里親等委託率、こちらが、ここ10年で約2倍になっております。

ただ、国の方でも、更に高い目標を設定しておりますので、制度の更なる推進が必要です。

それから、通常の学級に在籍して特別支援教育を受ける通級の児童生徒、ここ10年間で約2倍となっております。

このようなことから、支援を要する子どもたちへのきめ細かな対応、家庭に近い環境での支援等が必要でございます。

下の施策の目標の1つ目、子どもへの虐待防止対策の内容については、国の策定指針の見直しに合わせたものになっております。

2つ目の新規項目、社会的養育の推進というところですが、こちらが社会的養育推進計画の部分にあたります。国の通知で県計画に記載すべきとされている項目、子どもの権利擁護ですとか、里親委託の推進などを盛り込んでおります。

施策の目標の4つ目、こちらの方は、最近増加していると言われている医療的ケア児を想定いたしまして、障害のある子ども「等」というふうに見直しをしております。

14ページを御覧ください。

健全育成になります。

現状といたしまして、地域での青少年育成の取組について、昨年の県の調査では、重要度と充足度の差が大きいという結果で出ております。

また、子どもが遊ぶ場所については、小学校高学年からは、自分や友人の家が多くなりまして、屋外、自然体験が少ないという傾向にございます。

更には、不登校児童・生徒の出現率、こちらが全体的に年々増加する傾向にあります。

ということから、地域の支え合いの活性化、子どもの健全育成が必要でございます。

下の施策の内容のところについては、最後の7つ目の社会全体の教育力の向上のところでございます。

豊かな繋がりの中での家庭教育支援の充実となっておりますが、ここの部分の修正をお願いしたいのですが、国の策定指針に合わせまして、「家庭の教育力の向上」ということに見直したいと考えております。

この他、施策の方向性では、地域学校協働本部等との連携協力体制といったことや、学校と保護者、地域の人々による学校運営協議会制度を活用した協働活動の推進などを盛り込んでございます。

15ページを御覧ください。

安全・安心な子育てになります。

現状のところでございますけども、子どもの交通人身事故死傷者数は、年々減少傾向にはございますけども、毎年、残念ながら一定数の死傷者が出ております。

また、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪、いわゆる福祉犯の被害少年数、毎年一定数ございます。ここ数年、SNS等による犯罪が増加している傾向にあります。

それから、不健全性的行為少年数です。こちらについては、5年前と比べますと減少はしているのですが、高校女子が半数近くを占めるといったような課題もございます。

このため、交通安全意識の向上、それから子どもを守るための良好な環境づくりの推進が必要となっております。

下の施策の方向性については、昨年、国が設定した登下校防犯プランに基づいた実践的な防犯教育を推進するほか、SNS等の危険性を踏まえた取組などを盛り込んでございます。

以上が資料1-1になります。

それから、資料1-2でございますけども、こちらは施策の内容、目標と内容について、前期と後期を対比したものになります。赤字のところが見直した箇所になります。

それから、資料1-3、こちらは、施策の目標指標の項目、現状値の一覧表になります。

前期計画からの変更点については、赤字で表記いたしております。

主なところでございますけども、1枚目の真ん中、母子保健のところですけども、新規、十代の性感染症罹患率でございます。梅毒以外の指標については、これまでも国のすこやか親子21の中で目標指標として設定されておりましたけども、近年、全国的に梅毒が増加しているということで、その指標が追加されております。

このため、県のプランにおいても、これら5つの目標指標を追加することとしたいと考えております。

それから、飛びまして下から2つ目です。新規の子育て世代包括支援センターの実施市町村数になります。

それから、2枚目に参りまして、上の方になりますけども、子育て支援、保育所、放課後クラブの待機児童数、病児保育実施市町村数については、県政においても重要な課題ということになっておりますので、今回、指標を追加してございます。

それから、真ん中あたり、社会的養育関係でございます。

今後の家庭養育の推進、それから社会的養育の体制づくりといった点で、進捗管理の物差しとなる指標を幾つか追加してございます。

また、赤字ではないのですが、里親等委託率、こちらについては、本県の場合、全国に比べますと比較的高い傾向にはありますが、国の方で高い目標値を設定していることから、本県においても更に上を目指して、5年後の令和6年度には37%、10年後の11年度は50%という目標を予定しているところでございます。

後期における各項目の目標値については、この表の中で具体的に記載はございませんが、前期と同様、それぞれの現状値より増加、または減少という設定が基本になるのかなと考えております。

ただ、30年度において既に目標を達成した項目もございます。そういう場合は、割合なり数値なり、前期よりも高い水準で目標を設定し、パブリックコメントを経まして、次の推進会議で最終案を提示し、決定することといたしております。

資料1-4を御覧いただきたいと思います。

今後のスケジュールになります。

国から策定指針が示された後、県庁各課に二次素案の意見照会を行い、12月上旬から1月上旬にかけて、パブリックコメントを実施することといたしております。

パブコメで公表する計画案等については、推進会議の委員の皆様にも事前に郵送する予定でございます。

それから、県民の意見を踏まえて後期計画の原案を策定し、2月から3月にかけて開催されます各種会合に諮って、後期計画を策定・公表することになります。

なお、次の推進会議の開催時期ですが、委員の皆様の任期が2月12日までということになっております。パブリックコメントの意見のボリューム等によりませんが、出来る限り、その前に、2月12日より前に開催する方向で考えております。

また、年度内に推進会議委員の改選後の組織会、こちらの方をまた3月中に開催することになりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

(佐藤会長)

概要ですけども、プランの要点を非常に分かりやすく的確に御説明いただきました。どうもありがとうございます。

委員の皆様の御質問、御意見、お聞きしたいと思います。感想でも構いません、どうぞ。はい、渡邊委員。

(渡邊委員)

県の保育連合会の渡邊と申します。

1つは感想、2つ目は少し、基本的なことをお伺いしたくて。

まず1つ目ですが、保育団体の代表ですので、今の前期プランのもの、保育の方を改めて読んでみますと、具体的には申しませんが、「何々に努めます」と書かれている部分が、正直、あまり取り組まれていなかったのではないのかなと思います。支援しますだとか、何々をしますという部分は、確かに、様々な具体的な手立てがあつて、あれがあてはまるのだろうかということが感じられたのですが。

それが、後期計画も「努めます」のままていくと、もしかしたら、今後、5年間ですか、不勉強なのですが、書いてあるとおりの努力はしたのだけれどもできませんでした、で終わってしまうような気がしますので、具体名をいいますと、保育の人材確保に向けて養成校と保育界、保育団体等の連携を図るように努めます、のような文言になって、記憶では、1回あったか、そういう会議があつて、あれは顔合わせ程度であつて、何だったのだろうと感ずるものがありましたので。

それはむしろ、県抜きで我々が仕掛けていかなければならないものなのかもしれませんけれども、やはり三位一体的にやっていただければ、大変効果が更に上がるのではないかなという期待をします。これは、意見ですので、特別回答等は求めません。

あと、1つだけ、基本的なことを教えていただきたいのですが。

資料の方を見ていましたら、今回、社会的養育という言葉が出てきました。そして、代替養育というものも出てきました。そして、社会的養護という言葉も使われています。社会的養育というと、社会が雇用者と共に養育に関わって責任を持つという印象です。ただ、私が所属しているような保育とは別のところなのかなというふうなニュアンスは分かります。代替養育というものと、今までかつて、社会的養護と言われたのは、代替養育であつて、社会的養育に近いような使われ方をしているのかというのは、読んだ感じだと、一般の方々、勿論、私も含めて分かりづらいなと思ひました。

今回、社会的養育と代替養育は※印で説明書きはあるのですけれども。社会的養護との違い、端的に教えていただければなと思ひました。

以上であります。

(佐藤会長)

では、2番目の質問について。

(事務局)

社会的養護ということをごさいますと、資料の4の1枚目に、下の方でございませぬけれども、※の1つ目です。様々な事情から家庭で生活できない子どもを公的責任のもとで社会的に養育、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことになっていませぬ。

ちなみに社会的養育というのは、その裏面の2ページ目の上の方に書いておられますけれども、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方ということで、解

説は載せておりますけども、素案の本文の中、少し記載が足りないということでしたので、その辺は検討していきたいと考えております。

(渡邊委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

村上委員。

(村上委員)

村上でございます。

資料の1-1でございます。

9ページの一番上の行でございます。

結婚の望みをかなえるための行で、結婚を社会全体で支援する取組の推進、男女の出会いにつながるサポート体制の充実と、一番上の行に並んであります。ここは、後期の計画に新しく入ってきたようなところがあるのですが。

男女の出会いにつながるサポート体制の充実とありますが、これ、具体的にはどのようなものでしょうか。

(佐藤会長)

よろしく申し上げます。

(事務局)

県の方では、以前より「あおもり出会いサポートセンター」という、婚活支援センターを設置運営してございます。そのセンターの中で、各地域で行われます婚活イベントの情報ですとか、セミナーの情報ですとか、そういうものを個人会員の皆様に提供いたしております。

また、最近では、市町村や民間団体の方でも様々な取組が広がってきておりまして、その辺の連携体制の強化ということで、今、進めているところでございます。

具体的には、資料5の素案の14ページになります。上の方にそういったことが書かれております。

ただ、最近の課題といたしますと、地域で婚活イベントを開催しても、なかなかその参加者が確保できないとか、そういった課題もございますので、今後は、婚活イベントは重要なのですが、それ以外の様々なツールと申しますか、手段を活用しながら多様な出会いの機会と申しまししょうか、その辺も支援していけたらいいのかなというふうに考えてございます。

(村上委員)

効果のほどはどうでしょうか。

今までやってきたと思いますけど。

(事務局)

効果ということでございます。

あおもり出会いサポートセンターの設置については、平成23年度からということになっております。個人会員の推移を見ますと、30年度末で1,891人ということになっていて、年々増加傾向にはあるのですが、最近伸び率が鈍くなっているというふうな課題もございます。

それから、会員から成婚の報告人数になりますけども、30年度末までで228人ということでございます。

こちらの方も最近、伸び率がやや鈍くなっているのかなという傾向もありますので、やはり1人でも多く個人会員になっていただいて、というあたりが課題になるかなと思っております。

(村上委員)

この活動の類で結婚したかどうか、またあまり具体的ではないのですが、やはりここが進んでいない。日本の危機というのは、少子化でございますし、将来、本当の不安でございますけど、社会的にどうなるか、非常に出生率も減っていますし、もう少し、この子育て支援はいいんですけど、産まれる、結婚、出生、お産をやらないと、産んでから沢山お金をかけても、もう少し、産む前に予算を沢山出さないと、私はそっちの方に力を入れた方がいいんじゃないかと。

今、子ども食堂ですか、ご飯を食べさせる食堂がかなり増えていますね。やはり、男女も経済的に余裕がある人は少ないですので、無料で食事と飲み物を与える、そういうパーティを自治体が無料で作って、そうすると、例えば月に1回か2か月に1回、そういう無料の食事会がありますというのを宣伝して、それを年に何回かやって、それが周知されると、どんどん増えていくのかどうか分かりませんが、やはり無料のパーティのようなものを主催し、ここにお金をかけて若者を集めると。

もう少し、予算をこっちに出してやっていかないと、どんどん出生率も減っていますし、進歩がないと思います。もっとこっちに予算を傾けるべきだと、私は思います。

無料の男女の集まるパーティを開催して欲しいですね。いわゆる食事と飲み物を来た人に無料のチケットを渡して、そこでやってくださいというものです。何億もかければ、これがどんどん伸びていくかどうか、1年か2年、やってみないと分からないのですが、私の考えた計画ですけど、産んでからよりも、もう少し前にもっと予算をつけた方がいいと思います。

各市でもいいと思いますが、何年か見っていますが、全然そこら辺の発展がないというか、

いつも同じような感じですので。その辺を検討していただければと思います。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

非常に具体的な御指摘、ありがとうございます。

その他。

鳴海委員。

(鳴海委員)

県議会の鳴海です。

資料1-3ですけども、説明があったかもしれません。見方についてです。

新規で赤字で書いているものは新しい指標であるかと思います。

2枚目ですが、⑤の中にいじめ問題の解消率に※印で、国公立が赤字で記載されて、現状値の小から高も赤字なんです。これは、新たに指標に加えることによって、国公立まで拡大した現状の解消率、かつ小・中・高まで拡大したことによる指標の設定の仕方なのか、説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

すみません、以前は公立という記載だったらしいのですが、最近、国公立というふうな記載になった関係で、今回、それに合わせた見直しということになります。

(鳴海委員)

つまり、この計画上では、対象範囲をこのように広げるということで指標設定されるということでしょうか。

もし、今、答えが出ないようであれば、改めてでも構いませんので。

(事務局)

この項目ですが、国の方も指標というか、調査の内容を踏まえてこちらの方で目標の方として設定させていただいておまして、国の方で、これまでは公立だけでしたが、この度、国公立まで対象を広げたというところでございます。

また、小学校から高校まで、前回までは小中高と分かれてやっていたんですけども、今回から国の方でまとめて調査しております。その関係で、今回、こちらの方を修正したということです。

(佐藤会長)

よろしいですか。

(鳴海委員)

ありがとうございました。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

その他、よろしいでしょうか。

西川委員。

(西川委員)

コミュニサーあおもりの西川と申します。

そもそもの話になってしまうのかもしれないのですが、全体的に、中の方にも出てくる青少年、少年の非行や不登校などに対するという部分が何か所か出てきていて、元々は不登校、私も不登校の問題とか取り組んでいるので、凄く、今になって、疑問に思うところなのですが。

元々は、不登校というのは、問題行動の中に登校拒否というのが含まれていたと思います。その括りでこういうふうな形になっていると思いますが。不登校と少年の非行という問題がそもそも同じ括りになってしまっていることで、何か支援の在り方というのがぼやけているところがあるような気が、最近、物凄くしていて、やはりこういう取り組みをしている人たちの中でも、そういう話はよく出ます。

なので、もうそろそろご時世が変わってきているということで、そうすると不登校となると、また教育とか福祉とか、いろんな問題が絡んでくるのかもしれませんが、そもそもの非行と不登校、今、不登校の子たちが、昔でいう非行ぎみの子どもたちという概念が凄く薄くなっていて、むしろ、物凄く良い子どもたちで頭がいいお子さんですとか、例えば、逆にいうと発達障害がちょっとあって行きづらいなど、そういうものの傾向の方が強くなっていると思いますので、そこを青森県もそろそろ切り離して考える部分が出てきてもいいのかなと、今までは何度もこういうのを見させていただいて、疑問に思っていたところではあったのですが、今、この概念を、見方を変えていかないと、またここから5年、10年先までこれが続いていくことになります。となると、やはり青森も教育とかそういうものに関しては、大体20年くらい遅れているというような話が多々出るように感じていますので、今、ここで見直しをしないと、また更に25年、30年と遅れてしまうような可能性もあり、怖いというふうに、私だけではなく、こういうことをしている方、皆がそういうふうに感じているのが現状だと思います。

そこを少し考えていただきたいなというふうに思います。

(佐藤会長)

よろしく御検討いただきしたいと思います。

小形委員。

(小形委員)

小学校長会の小形です。

1点、確認をしたいのですが。

資料1-1の13ページのところですが、確か、先ほどの説明の中に通級による指導を受けている児童生徒数のところの説明で、通常の学級に在籍して、特別支援の指導を受けているというような説明があったかと記憶しております。私たちの理解としましては、大抵の学校には、知的のクラスと情緒のクラスと、この2つのクラスが殆どの学校であります。例えば、LD、学習障害となってくると、専用のクラスのある学校というのは少なくなってきますので、どうしてもLDの子どもたちは、ある学校に通級、通って行って指導を受けているわけです。それを私たちは通級というふうに呼んでいます。

先ほどの説明とはかみ合わないのかなというふうに、そこ1点、確認したいというふうに思いました。

それから、通級を大きく持ってきたのは、総合的な体制づくりがなされているよということとを前面に打ち出したいと持ってきたのだと思いますが、やはり、特別支援学級の移り変わりとか、在籍人数の移り変わりという、根本的なものを示さないと、そこは通級だけをここで表わしても、新たなシステムですので、そこが目立ってくるのかなと思います。本家本元の特別支援学級の人数とか、数とかを出してこない、はっきりしてこないのではないかなというふうに思うのです。

そういうのは、例えば、人数が特別支援学級で8人だとします。でも、8人が1つのクラスにいるというのは大変なことなんです。それから、その学級の中で、1つの学年だけではないのです。複数学年、あるいは3学年。ともすれば場合によっては4学年ということも考えられるわけです。

そのような法体制というか、県独自の体制というものをもう少し重点的にやっつけていかなと、この特別支援をとるところの充実は図られていかないのではないかなと。

ただ、この通級だけに今、LDとかがどうしても叫ばれておりますので、議論になってくるのでしようが、そここのところの確認と意見でした。

(佐藤会長)

どうも大変ありがとうございます。よく分かります。

通級の言葉の使い方、どうだったでしょうか。

(事務局)

私の説明、至らないところがあったのかもしれないのですが。この項目については、障害のある子どもさんたちへの支援という括りの中の1つの例示といたしますか、そういうことで使わせていただきました。

また、この辺の体系については、教育委員会の方とも相談しながらやっていきたいなと思っています。

(小形委員)

そうですね。

通常の学級に在籍して特別支援の指導を受けているのではなくて、障害を持ったお子さんが、その障害に合ったところの指導を受けるために通っていく学級ということですので、学校ということですので、ちょっと意味合いは全く違うかと思います。

(佐藤会長)

その辺、改めて御検討いただければありがたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。

協議事項の青森県子ども・子育て支援事業支援計画について、御説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から説明いたします。

資料の2に沿って説明して参ります。

第二期青森県子ども・子育て支援事業支援計画についてということでございます。

まず、1番として、子ども・子育て支援事業計画とは、ということでございますが、こちらが教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進することを目的とした計画ということになっておりまして、こちらが、国が定めております基本指針に即しまして、市町村では市町村の子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、県としては、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画というものを5年を1期として定めるということになっております。

第一期が平成27年度から今年度までの5年間ということで、現在、策定作業をしておりますのが、来年度、令和2年度から6年度までの5年間を対象としたものということになります。

続きまして、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画ではこういった事項を定めるかということがございまして、この①から⑥までといった内容を定めることになっております。

その内容ですけれども、2ページ以降で説明して参ります。

まずは2ページを御覧いただきますと、まずは、県設定区域についてということで、こちらが県設定区域、まず計画の単位の区域を定めますということになりまして、この区域は、教育・保育施設の認可認定の際に行われる需給調整の判断基準となるものでありまして、これについては、今回の計画では、第一期の計画と同様に基礎的自治体である市町村を設定区域の単位として考えていきたいと考えております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが、各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策についてということで、量の見込みというのは、簡単に言って需要のことでして、確保方策というのは、その需要に対応する定員なりサービスの量という意味になります。

こちらについては、先ほども説明がありましたけれども、各市町村でまずは数値を算定していただいて、どれだけの需要があるか。また、それにどれだけの対応をしていくのかといったところを市町村に考えていただきまして、それと整合を図って、簡単にいうと、それを積み上げて、県としての数値を作っていくということで考えております。

現状ですけれども、各市町村から確認した数値の積み上げ結果は、以下の表のとおりとなっております。御覧いただきますと、今回、令和2年度から令和6年度までで教育・保育の量の見込みが段々減っていくという状況がございます。これは、やはり少子化ということの影響が直接あるものと考えております。

第一期の計画も途中から減少傾向ではありましたが、今回、第二期になりまして、その傾向がより強く出ているのかというふうに考えております。

これによって、各年度、需給の見込みですけれども、第一期の計画では、需要に対して供給が少ないということでマイナスになっていた部分もあったわけですが、今回は全て確保方策が量の見込み、需要を上回っている状況になっております。

なお、この数値ですが、今現在、各市町村でそれぞれの計画の策定作業中ということでありまして、こちら出ている数値も確定値ではないということがありますので、今後、変更となる可能性がございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。

こちらが、4ページのまず(3)ですけれども、認定こども園の目標設置数及び都道府県で定める数についてということですが、こちらについては、認定こども園への移行の目標を定めますということになりますが、まず目標設置数及び設置時期についてですけれども、こちらは、現在市町村を通じて、移行見込みの調査を行っておりまして、これを踏まえた上で目標の設置数、及び設置時期は定めることとしたいと考えております。

また、これにプラスする都道府県で定める数ということですが、青森県としましては、この認定こども園というものが幼稚園と保育所の機能を併せ持つて、保護者の就労状況ですとか、といったその後の変化等によらず柔軟に世の中の動きに対応できる施設であるということがございますので、県としては、この移行を進めていきたいと考えておりまして、第一期の計画と同様に具体的な数値を定めないこととしまして、その認定こども園の移行を

希望される場合には、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定をして参りたいというふうに考えております。

(4) 番です。教育・保育等の従事者の確保・資質向上についてということで、こちら、県内でも保育従事者の確保ということで、待機児童も保育従事者の確保が主な要因となって発生しているというふうな状況がございますので、定めることとなりますけれども、こちらについても、保育士等の県内定着に向けた取組ですとか、潜在保育士の再就職支援によって、必要な従事者を確保するというのと、あとは様々な研修を実施することで資質の向上に努めて参りたいというふうに考えております。

続きまして、5ページを御覧いただきますと、こちらは、地域子ども・子育て支援事業になります。いわゆる13事業ということになりますが、こちら、事業目標の設定は特に必須とはされてはいないところですが、県の計画としましては、実施体制の確保を進めるために各市町村から確認した数値を集計いたしまして、県の事業目標として設定しております。

こちらについても、現時点での確定値ではございませんので、変更となる可能性があります。

現状、この事業目標に数字が入っているところが、これまでの目標値と現状値を比べて、まだ現状が目標に至っていないところにこの事業目標の数字が入っているという状況になっていまして、主なところで言いますと、この右側の一番上、子育て援助活動事業、ファミリー・サポート・センターですとか、その2つ下の幼稚園型以外の一時預かり事業がございます。

あとは、更にその2つ下の病児保育事業、こういったところについては、目標に対して現状の利用なり整備なりが進んでいないということになっておりますので、こちらについて第二期においても、市町村の取組を支援していくということで考えております。

最後に6ページを御覧いただきますと、その他の追加記載事項としまして、今回、国の指針が改正されまして、これによって新たに加わったものとして、子育てのための施設等利用給付、こちらの幼児教育の無償化で新たに設けられた制度、認可外保育施設ですとか、幼稚園での一時預かりといったところを無償化するための制度でございますけれども、こういった新たな制度の円滑な実施を確保して参りますということで、市町村、県としての立場、市町村との連携を通じまして、円滑な実施を確保して参りたいというところの内容を追加するというのと、もう1点、医療的ケア児の支援体制の整備についても、こちら医療的ケア児が年々増加していると言われますので、こういった子どもさんに対する支援体制の整備についても追加で記載をするということで考えております。

子ども・子育て支援事業支援計画についての説明は以上でございます。

(佐藤会長)

どうも、大変ありがとうございました。

それでは、御意見、御感想、御質問をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。  
はい、秋元委員。

(秋元委員)

先ほど、保育連合会の会長さんの方からもありましたが、保育士等の確保、大変難しいです。それが、県内定着に向けた取組みとあります。この文言、かなり前からずっと見ています。では、どんな取組なのかというのが知りたいというところがございます。

現状では、教師、保育教諭というふうに、なっていますが、その不足に対して、派遣という中央で流行っているものが、現在、こっちにも流れてきています。

この派遣制度の保育教諭、保育士であれ幼稚園教諭であれ、大変問題が起きています。

というのは、来て何かあればすぐ辞める、辞めたら、そこの会社に話しすると、「それは当人同士の話し合い」ということで終わってしまいます。そうすると、私たちは、教師を、教師でも保育士でも確保して、当然認定、うちは認定こども園ですので、教師割で子どもたちを入れる範囲というのも決まってくるし、大変そういうのでは重要なことになります。

その中で県内定着に向けた取組みについては、毎回、毎回、私は期待して、何をしてくれるんだろうなと思っているのですが、文言だけがここにあるだけで、確かに、県がそういうふうな人材派遣などできないというのも、多少理解はしています。でも、そのために何かあるのか、こういう広報があるよ、こういうふうな仕組みがありますよ、それを利用してくださいというもの、私、見たことがないのです。

そういう面では、先ほど、保育連合会の会長からも話はありましたが、やはり保育士の定着というのは、逆に言えば若い女性がどんどん県外に出て行っているという実証なんですね、不足しているというのは。ということは、おのずと少子化に繋がっていきます。では、それをどうすればいいか、というのが、この文言1つだけでここに載っているだけという、私たちは、本当にそういう面では、保育であれ、教育の立場は多少違えど、やはりそういう面では本当に危惧しているし、大変苦勞しているという状況です。

その文言について、何かやっているのであれば、ちょっと教えていただきたいと思いません。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。事務局、よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、本日お渡しした資料5の子育てプラン(第1次素案)という資料がございますけれども、今の部分は、この資料5の26ページにございまして、保育士、幼稚園教諭の県内定着を図るため、新卒者に対する県内就職の支援を行いますという部分になります。支援とは何ですかという話になりますけれども、こちら、養成校に伺いまして、県内での保育の状況

を説明いたしまして、あとは給料ですとか、そういった話も若干いたしまして、県内の保育所に勤務してみませんかというようなお話をしています。これが1つです。

あとは、県で保育士・保育所支援センターという事業を実施してまして、こちらは、県は社会福祉協議会に委託して実施していますが、こちらで現任の保育士等に対する相談の支援とか、あとは研修、離職防止のための研修などを実施しているというところがございます。

それと、こちらには記載はありませんけども、県として貸付、保育士になるための貸付事業も行っておりまして、こちらも貸付を受けていただいて保育士になって、なった際には、その種類によって年数は違いますけども、一定の期間、県内の保育所等に勤務していただくことで、そちらの返還を免除するというふうな制度もございまして、そういったところで県内定着を図っているという状況がございます。

また、併せて平成29年度からは、保育所等の認証評価制度というものを実施しております。こちらが保育士の人材育成ですとか処遇改善といったところに積極的に取り組んでいただいている事業所を認証いたしまして、そういったところで、労働環境が整ったところを増やしていくということで、県内への定着を図っていくというふうな取組も行っております。

ただ、今、御意見のあったように、まだそれが十分かと言われると、県としてもそうではないということは考えておりますので、来年度以降、更に新たな取組を現在、検討しているところでございます。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

その他、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題の青森県母子保健計画について、御説明願います。

(事務局)

では、事務局から、母子保健計画について、資料3の方を御覧ください。

母子保健計画ですが、根拠や目的等は資料3の1ページ目に記載しているとおりです。

具体的にどういうものかというところでは、母子保健に関する様々な調査などを通じて、把握した状況に基づいて、目指すべき姿を定めた上で、その目指すべき姿に到達するための課題を抽出して、課題の解決に向けた数値目標を設定し、また、課題の解決に向けてどのようなことをすればいいかという施策を明示し、それらの進捗状況の評価等を実施していくというものでございます。

この母子保健計画は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者や関係機関が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」で示された課

題や指標を基本として策定するものでございます。

このように母子保健計画は、「健やか親子21」を基に作成する計画ですので、はじめに「健やか親子21」について簡単に御説明させていただきます。

では、3ページを御覧ください。

この「健やか親子21」は、平成13年に策定され、現行の第2次は、平成27年から開始されています。下の囲みの部分ですが、全ての子どもが健やかに育つ社会を10年後の目指す姿としています。

これは、国の検討会の議論から、その下に2つございますが、2つの方向性が共有されたことによって定められたものでございます。

4ページは、その「健やか親子21（第2次）」のイメージ図です。

下の3つの基盤となる課題と、その上にある2つの重点課題を設定して、その課題解決を進めていくと、全ての子どもが健やかに育つ社会が完成するというイメージになっております。

次の5ページですが、基盤課題と重点課題の概要でございます。

本県の母子保健計画では、これらの課題等を踏まえた目標指標を設定したいと考えております。

次のページでは、「健やか親子21（第2次）」の指標の構成になっております。

左の星印のところに書いているとおり、指標が52と参考指標28と大変多く設定されておりますが、本県の母子保健計画もこれらの指標を参考に指標を設定して進めていくことで考えています。

では、本県の母子保健計画について御説明しますので、9ページの方を御覧ください。

施策の目標は、母性及び子どもの健康の確保で、7つの重点施策を掲げています。

重点施策の上から3つについては、健やか親子21の基盤課題に沿ったものとなっております。朱書きは前期計画からの変更や新たに追加した部分です。

では、次のページを御覧ください。

後期計画は、基本的に前期計画を踏襲することとしておりますが、後期計画策定に当たっては、幾つか見直しをしましたので、主な修正点について御説明します。

はじめに目標指標については3点ですが、

- (1) の指標名の変更は、国の指標名の変更に合わせてものです。
- (2) の目標値の再設定は、前期計画の目標値を達成した指標については、更にその上を目指すこととし、指標を再設定したいと考えます。
- (3) の新たに追加する指標は2つございます。

1つは、十代の性感染症罹患率ですが、先ほど、指標の追加の趣旨については、資料1-3で説明したところです。性感染症は、性に関する正しい知識を持つことで予防できると考えられ、また妊婦の感染は、新生児への感染の原因にもなるものですので、こちらの指標を設定して、学童期、思春期から成人期に向けた保健対策の充実に関する新たな目標指標とし

たいと考えます。

もう1つは、ゆったりとした気分で過ごせる時間のある親の割合です。

申し訳ございませんが、ここで資料の訂正をお願いします。

「ゆったりとした気分で」の後に「子どもと」を追加していただきますようお願いいたします。

このゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間のある親の割合については、前期計画では、健やか親子21に掲げる課題のうち、重点課題である、育てにくさを感じる親に寄り添う支援の構築に関する指標というものを設定していなかったのですが、今回の見直しにあたり、母子保健計画見直しワーキングチームの中で発達障害や産後メンタルヘルスのお話が出てきたことや、あとそれから目標指標全体のバランス等も考慮して、今回、関連指標として追加したいと考えています。

続いて11ページの新たに記載する内容についてです。

詳細については、資料5に記載しておりますので、ここでは主なものの概要について御説明します。

まず(1)と(2)ですが、平成30年12月に成立した、成育基本法の基本理念と取組の方向性です。

国の中間報告書においても成育基本法の理念は、健やか親子21と合致するものであり、今後は、これを踏まえて展開していくことが適当であるとされております。

このため本県の母子保健計画においても、同様の扱いとしたいと考えます。

次に(3)ですが、子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産、子育てに関する各種の相談に対応し、支援プランの策定、地域の保健・医療・福祉関係機関との連絡調整であるとか、母子保健施策と子育て施策の一体的な提供など、妊娠期から子育て期にわたる包括的かつ切れ目のない支援をワンストップで行う機関です。

母子保健法において、市町村が設置するように努めなければならないとされており、国では、2020年度末までの全国展開を目指していますが、本県では、現在、7市町による設置に留まっているところです。

このため、市町村による子育て世代包括支援センターの設置促進と妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制づくりを進めることを今回の後期計画で新たに追加したいと考えます。

次に(4)については、健やか親子21の基盤課題であることから、施策体系の1つとして位置づけたいというものです。

これに関連して(5)の児童虐待の発生予防と早期発見の観点から、乳幼児健診未受診者への受診勧奨と関係機関の連携強化についての記載を追加したいと考えます。

(6)は小児慢性特定疾病を抱える子どもが小児期医療から成人期医療に移行するにあたり、個々の患者の症状や置かれた状況に応じて適切な医療を提供するための連携体制の整備を追加したいと考えます。

以上が新たに記載する内容の主なものです。

最後の12ページ、13ページについては、後期計画の目標指標の一覧となっております。

以上で母子保健計画の説明を終わります。

(佐藤会長)

どうも大変ありがとうございました。

この計画について、御質問、御意見等、いろいろとお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

渡邊委員。

(渡邊委員)

1つだけ教えてください。不育というのは、育てない親のことなのか、育てることができないような、ちょっと意味が分からなかったので教えていただければ助かります。

(事務局)

9ページの書いている部分です。

これは、不妊症、子どもが欲しいけどなかなかできない方と、それから、妊娠はするんですが、お腹の中でなかなか育たないといいますか、生まれてもすぐ亡くなってしまうとか、そういうふうなことの不育ということでございます。

(渡邊委員)

分かりました。

私、ネグレクトみたいな、そういう親御さんのことなのかなと思ひまして、そういう親御さんって悩んでないのかなと。悩んでないっていったら語弊がありますけども。

分かりました。どうもありがとうございました。

(佐藤会長)

その他。

(新井谷委員)

はちのへ未来ネットの新井谷といいます。

ここの部分は、とても大切だと私自身も感じているところであって、いろいろな施策がありますが、そこで、例えば、発見した子どもさん、例えば虐待かなとか、発育がということ、例えば、幼稚園、保育園、それからあがっていく小学校等々の各関係機関との連携に関しては、何か具体的なことはあるのでしょうか。事例というか、具体的な施策みたいな

ものはあるのでしょうか。

(事務局)

関係機関からの虐待ではないかと思われるということであれば、児相に繋ぐという、通告していただくというのが基本的にありますけども、それ以外に市町村では、例えば、要保護児童地域対策協議会というのがあります。いわゆる児相をはじめとして、市町村の児童福祉担当、保育担当、保健師さんなど、そういった方々、教育の方も含めました組織として話し合う協議会がありますので、そういったところでケースとして取り扱うかどうかも含めまして話し合うということもあります。そういった制度的にも繋がりをもって関係機関と連携していくというのがあります。

ただ、母子保健からすぐに情報が行くかとなれば、いろいろとありますので、市町村の方で、保健師さんの方でいろいろと検討していただいて、それをどうして繋げていくのかというのは、具体的には考えていかないといけないことで、システムとしては、まだ成立しているところまではいっていないと思います。

ただ、妊産婦さんに何か問題があれば、保健師さんの方でいろいろとやっていますので、それに引き続いて必要なところに繋ぐということ考えているところです。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

その他、いろいろあるかと思いますが、先に進めたいと思います。

社会的養育推進計画、御説明をお願いします。

(事務局)

資料の4になります。

青森県社会的養育推進計画、少し詳しく説明したいと思います。

この計画ですが、家庭での支援が必要な子どもから、社会的養護を必要とする子どもさんまでを対象とし、平成28年の改正児童福祉法の理念にあります、子どもの権利の尊重、家庭養育優先の原則に基づく県の支援に係る方針、取組を定めるものでございます。

計画期間は、令和2年度から11年度ということで、10ヵ年になってございます。

のびのびプランとの関係性でいくと、この社会的養育の前期分が子育てプランの後期部分ということになります。

社会的養育の後期の部分については、のびのびプラン上は参考ということで記載をさせていただいているということになります。

策定の経緯でございます。

平成23年に国が提示いたしました社会的養護の課題と将来像の中で、社会的養護を必要とする子どもたちについて、里親などの家庭養護を優先するという考え方をもとに、そう

いった子どもたちの入所委託の割合について、里親、ファミリーホーム、1つのグループです。それから、グループホームという括りがあります。それから、施設本体ということで、それぞれ3分の1ずつにするという目標を掲げておりました。

県では、この方針に基づいて、平成27年3月に「青森県家庭的養護推進計画」というものを策定し、里親制度の推進等に取り組んで参りました。

ところが、平成28年に児童福祉法が改正となって、子どもが権利の主体であるということが法的に位置づけられたということをごさいます、家庭養護優先の原則を更に推し進めるということで、都道府県においては、計画を全面的に見直すということになったものをごさいます。

裏面の2ページを御覧いただきたいと思ひます。

当初は、この計画、平成30年度末までということでしたが、全国知事会との意見もあつて、最終的には今年度末までということに1年間延長になった経緯はごさいます。

県の方では、国の通知を受けまして、昨年度から社会的養護の関係者等からなります、「青森県社会的養育推進計画策定ワーキングチーム」、それから児童相談所の所長等からなります、「一時保護の在り方検討委員会」という2つの会議を設置し、計画策定に向けた検討を重ねて参りました。

まとめた内容は、3番のところになります。

国の方で県計画に盛り込むべきとされている8つの項目について、その取組の方向性、それから目標指標について記載してごさいます。

1つ目が、子どもの権利擁護の強化ということで、今現状も取組を行っていますが、施設入所措置、それから里親委託、そういったタイミングで子どもへの、子どもからの意見聴取、それから説明の方を更に徹底していくこととしておひます。

それから、子どもがなかなか意見を言いにくいという環境もあるかもしれないので、言いやすい仕組みの検討というものも進めていきたいなと考へておひます。

それから、里親等への委託の推進です。こちらの方については、今年度から県内乳児院3か所ごさいますけども、そちらの方に里親の新規開拓、それから研修、それからフォローアップということで、一連のフォスタリング業務、こちらの一部を委託いたしまして、児童相談所と連携した格好で包括的な支援体制の整備を目指しておひます。

特に里親等委託率、先ほど少し数字申し上げましたけども、国の方で非常に高い目標を設定しておひますので、県としても、今後、進めていきたいと考へておひます。今回、施設、それから里親さんと、合意形成を図った上での数値目標ということで進めていきたいなと考へておひます。

それから、3つ目です。特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築のところをごさいます。

虐待などで、生まれた家庭に戻るということが極めて困難な子どもたちの養育の永続性を確保するための特別養子縁組等、こちらの積極的活用を図っていくということをごさいます。

それから4つ目の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化、機能転換に向けた支援ということでございますけども、里親、ファミリーホームの受入を優先するという考え方はありますけども、これによって施設の方は、これまでと違った意味で役割も変わってくるということでございます。

これまで小規模化、地域分散化と進めてきたんですが、今後は更に、例えば、被虐待児童の処遇の向上ですとか、一時保護の受入、それから里親さんのバックアップとか、その辺の機能向上、機能転換が必要なのかなということで、必要な施設整備ですとか人材育成、この辺の支援を図っていくということにいたしております。

それから5点目、社会的養護自立支援の推進というところでは、社会自立が難しい子どもたちの就学、それから運転免許の取得などの経済的支援、それから社会に出た後の相談支援体制の構築を目指していくということでございます。

それから6点目です。児童相談所の相談体制等の強化ということで、全国的に虐待件数が増加してきておりまして、児童相談所の機能強化が言われております。

具体的には、相談所に配置いたします児童福祉司、こちらの方の増員、それから、育成モデルに基づいた人材の育成ということで質の向上も図っていくということでございます。

7点目の一時保護の改革の推進というところでございますけども、本県の場合、一時保護所が1か所ございますが、子どもの状態に応じた環境整備、可能な限り家庭に近い環境を提供できるようなハード、ソフト面の整備を進めていくということにいたしております。

最後の8点目です。市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援ということで、法改正によりまして、市町村に設置が努力義務化されておりますけども、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置促進、それから市町村の人材育成のための支援を行っていくことといたしております。

以上でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

御意見等、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、後藤委員。

(後藤委員)

ありがとうございます。

青森県児童養護施設協議会の後藤です。

今のこの社会的養護というのは、我々のところにも少しというか、かなり深く関わっていることだとは思いますが。施設、乳児院さんも含めて児童養護施設なんかもそうですし、要資格の事業ですので、里親さんなんかも、今、御説明にあったように様々に社会的な養護を必要

とする子どもを里親に委託をしてということになるのでしょうか。我々のところは専門性ということを長く謳われて、それに対してやはり資格を持ってということできているものに対しては、やはり里親さんも今、研修なんかいろいろやっています。先ほどの最初のプランにあったように、10年後に50%までもっていくという数値だけが独り歩きをしてしまって、数値が合えばいいということではなくて、内容を伴って、そこに行って欲しいなというのが希望でありますので、我々も社会的養護、子どものためにいろいろ協力をしながら、里親さんへの委託率を伸ばしながらも、やはりそこは子どもの最善のことを考えるならば、プロフェッショナルとして、専門家としてというところがまず前提にあるのだというのをとらえておいてもらえればと思います。それが1つです。

あと、この3ページ目です。3ページ目の社会的養護自立支援の促進とあります。

今、お話にあったように、例えば、社会的養護の子どもたちが社会自立していく時に、就職といった時には、運転免許なんかは必須のところになっています。これ、青森県としては、かなり昔からそういうふうな子どもたち、社会的養護の子どもたちの自立のためにということで、青森県単独の予算として自動車免許取得のための予算というものを付けてくれていました。その額というのは、かなり大きな額です。全国的に見て他県がやっていない時に先立って青森県がやっていて、全国の会議なんかに行くと、それがかなり驚かれたものでした。

今はいろんな県で少しずつ自立支援のためのということで県単位での免許の取得のための費用というのは付けてはいる県が増えてきていますが、青森県ほど付けているところは、本当に稀で、その額を付けてもらえているのかという驚きとともに、その話を聞いてもらったりもしています。

なので、そういう意味では、物凄く県の方には感謝していると同時に、これを子どもたちのために続けていってもらえればと思いますので、そのところの感想でした。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。

その他。

それでは、時間も押しておりますので、申し訳ございませんが、またの機会に御発言いただきたいと思います。

次に協議を希望する事項が長尾委員と西川委員から提出されておりますので、まず長尾委員から課題についての御説明をお願いいたします。

(長尾委員)

県の市長会から出席しております長尾でございます。

先ほど、いろいろな形のそれぞれの計画の中に出てきておりましたが、子育て世代包括支援センターの設置状況について、設置促進についてということで協議していただきたいと

いうふうに思います。

その理由及び内容について御説明を申し上げます。

国では、日本1億総活躍プランの中で妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の一体的な提供を目的とした子育て世代包括支援センターの設置については、令和2年度末までの全国展開を目標に掲げており、未設置の市区町村に対しては、設置に向けての検討を、都道府県に対しては設置に向けた積極的な支援を促しているところであります。

厚生労働省は、平成31年4月1日時点の子育て世代包括支援センターの設置状況をまとめ、先般、9月に公表いたしました。

それによりますと、全1,724市区町村のうち983の市区町村で設置されており、約57%の設置率となっておりますが、青森県としての設置率は、徳島県、沖縄県に続いて下から3番目、ワースト3位となっている状況であります。

青森県内においては、6市1町、設置順に鯉ヶ沢町、黒石市、平川市、八戸市、弘前市、五所川原市、三沢市となっている状況であります。設置が進まない理由としては、人材不足が最も多く、次いで予算、場所の不足、支援プランの作成などが多く挙げられており、国も開設準備経費や設置後の事業について財政面などで支援をしているところであります。

県内の市町村においては、虐待予防の観点を持ち、出産前から関係機関と母子保健担当部署が連携を図ることで、出産後の母子が健やかな生活を送れるよう、支援していくことが重要であります。

そのためにも、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う、子育て世代包括支援センターの設置促進が必要と考えております。

併せて、センターの存在や役割については、県全体で広く周知、広報を行い、子育て世代に認識してもらうことが重要であると考えておりますので、今回、協議事項とさせていただきます。

以上であります。

(佐藤会長)

ありがとうございます。

ただ今の御発言について、事務局より御回答願います。

(事務局)

では、事務局から御回答します。

県では、今年度、子育て世代包括支援センターの設置を促進するために研修などを行っております。

具体的には、先進地事例の紹介であるとか、グループワークによる情報交換等を行う研修会、設置を希望する市町村へのアドバイザー派遣、市町村の職員を対象としたソーシャル技術向上のための研修会、こういったことを実施しているところです。

先ほど、お話が出ました全国ワースト3位というのは、大変厳しい状況であるということ  
で受け止めています。

現在実施している研修などを通じて、市町村の方でなかなか設置が進まない理由という  
ことで、先ほどお話がありましたが、ある程度、今年度の研修であるとか、アドバイザー派  
遣のところでは対応もできるのかなとは思っております。

センターの存在であるとか、役割に関する周知や広報というお話については、まず、セン  
ターを設置した市町村が住民への周知をまず実施していただければと思います。

そして、県では、センターの設置が一定程度進んだ段階で、県全体、県民に対して周知等  
を実施していきたいということで考えております。

以上です。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。

(長尾委員)

先ほどの中で、いわゆる人材不足というふうなことも申し上げさせていただきました。ど  
うしても妊娠から出産、それから子育てというふうなことになっていきますと、助産師さん  
とか、小児科医とか、そういうふうな関わりが必要になってきますが、各自自治体にそれぞ  
れの助産師さんとか小児科医があるかという、そうではない状況です。大きいところはいい  
のですが、小さいところはありませんので、なかなかそういう意味では設置しにくいところ  
があるかと思えます。

私共の市では、そのような小児科医等ありませんので、南黒地区の黒石地区の助産師会に  
委託をするなど、そういうふうな形を取らせていただいておりますが、これは、子育て世  
代包括支援センターというのは、虐待とかも含めながら、非常に組織的には大事な組織であ  
ると思いますので、是非、県の方でも今まで以上に設置促進について努力していただくよう  
お願いいたします。

(佐藤会長)

大変重要な御提案、御指摘だと思います。

本当はもっともっといろんな御意見を伺って協議して参りたいのですが、大変司会者の  
下手な進行で時間が押していますので、この御提案、事務局の方でよく受け止めていただ  
いて御検討いただきたいと思えます。

次に西川委員から御提案願います。

(西川委員)

よろしく願いいたします。

協議事項としましては、不登校児童生徒とその保護者への対応についてです。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、こちらの資料の方にも付けておりますので、皆様のお手元にもあるかと思うのですが、これを基にもっと具体的な対策の検討を提示することが必要であると思っております。

また、民間の受入施設等についても、私学同様に広く更に認め、施設及び利用する保護者等への経済的支援、教育現場等の理解を広めることについて協議が更に必要ではないかというふうに考えております。

理由及び内容としましては、1つは、青森県も本当に例外ではなく、子どもの数が減っているにも関わらず、不登校児童生徒がどんどん増えている傾向にあるということ。

そして、2つ目、国から、今、皆さんのお手元に配布しているとおり、通知が出ているということ。

そして、3番目、この問題には、やはり貧困家庭、特に母子家庭とかが含まれて多く絡み合っておりまして、経済的支援もかなり大きな問題であるということ。

そして、4番目に、教育現場、公的関係機関だけでは対応が難しい現状であるため、民間の方でも今、動き始めている方が増えている現状であるということ。

そして、5番目、民間のみの施設運営は、やはり全国的にもそうなのですが、かなり厳しい現状であるということ。

そして、6番目、何よりも子どもたちの不利益にならない地域を作ることが大事だと、重要であるということが理由と、内容となっております。

ちなみに、日本国内では、一応、今、はっきり分かっているのは2か所、神奈川と北海道の方でこういった支援を県や市の方で行っているところも出ておりますが、まだそれほど広まってははいないかと思えます。

ただ、いろいろフリースクール等やっているネットワークでも動きが出ていまして、国の方に働きかけを行ったり、自ら県や市の方に働きかけているところも出てきておりますので、青森も是非、御検討いただき、早急に手を打っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

(佐藤会長)

ただ今の御意見につきまして、事務局からお願いいたします。

(事務局)

学校教育課 三和と申します。

学校教育の視点からお答えしたいと思います。

まず、不登校に関しては、平成30年度の文科省からの調査結果もありましたけども、残念ながら本県、若干、小学校の方で増加している現状があります。

この教育機会確保法と言われるこの法律が施行されて、委員御指摘のとおり、もう少し民間団体との連携、特に教育現場への理解という部分、それから不登校児童生徒の経済的支援という部分がこの法律の中にも謳われております。

本県では、この法律を踏まえて、平成30年度から不登校児童生徒支援連絡協議会というものを立ち上げまして、市町村教育委員会や福祉、医療の関係機関、そしてフリースクール等の民間団体を入れた会議を開催しております。

この中では、それぞれの取組や課題について情報共有し、不登校児童生徒の状況に応じた支援が行われるよう、体制や支援の在り方について協議しているところでした。

具体的な取組で申し上げますと、令和2年度の文科省の概算要求というものが出されております。資料の方の最後の方に付けておりますけども、この中では、1つとして、関係機関との連携についての補助がなされて、要求されているところです。

それからもう1点は、自治体が行う児童生徒、不登校児童生徒に対する支援の推進ということで、2つについて、今、国の方が、文科省の方が予算要求しているところでした。

県教育委員会では、こうした国の動きを注視して、もしこの要求が通った場合には、本県で可能な取組について是非検討していきたいなと思っています。

委員、おっしゃられたとおり、何よりも子どもたちが不利益にならない地域、これを作るために県としても頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも、よろしくお願いたします。以上です。

(佐藤会長)

西川委員。

(西川委員)

ありがとうございます。

今、実際に相談に来ている親御さんたちのお話を聞くと、本当に普通に生活している親とか、社会の人よりも、時間の経過がとても長いと。それだけ負担が凄く多いなということ私たちも痛いほど実感をして、一緒に泣いたりすることもあつたりします。

本当に是非、国の方の方針を待たなければならないというのもとても理解できる場所ですが、それに合わせて本当に一日も早く御検討していただけますように、何とかお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

(佐藤会長)

本来であれば、この長尾委員と西川委員から提案された協議事項について、他の委員の皆様からも沢山の御意見をいただいて内容を深めていきたいところですが、時間が十分取れないかと思っております。不十分な点は、また御提案いただいて、この場で議論できればありがた

いと思っております。

非常に斬新な協議提案、委員会の提案ということでございますので、皆様からの御意見を、御提案をまた期待してお待ちしております。

全体を通して、これだけはということがございましたら、1人、2人、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、長時間になって申し訳ございませんでした。

本日の私の方での会議は、これで終了したいと思います。

事務局にお返ししたいと思います。

(司会)

佐藤会長、大変ありがとうございました。

閉会にあたりまして、有賀健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

(有賀部長)

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席賜り、また貴重な御意見、御提言いただきまして誠にありがとうございました。

皆様からいただきました御意見、受け止めて青森県次世代育成支援行動計画 のびのびあおもり子育てプラン後期計画の策定作業を進めるとともに、子ども・子育て支援に関する総合的な施策の一層の充実強化に努めて参りたいと考えております。

今年度につきましては、来年2月に第3回目の会議を開催する予定でありまして、本日、皆様からいただいた御意見、そして県民の皆様からの御意見を反映させた最終案を提示させていただく予定としております。

今後とも、関係機関、団体の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げて、簡単ではございますが、締め御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたりまして御協議いただき大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和元年度第2回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

〈終了〉